

平成28年度 大和市防災会議 議事録

1 日 時：平成29年1月25日（水） 午後2時00分～午後3時15分

2 場 所：大和市役所5階 全員協議会室

3 出席者：防災会議会長及び委員30名

（別紙「平成28年度大和市防災会議出席者名簿」とおり。途中入室2名）
事務局6名（市長室長、危機管理監、危機管理課長、他危機管理課職員3名）
傍聴者0名

4 議 題

- (1) 大和市地域防災計画の修正について
- (2) その他

5 議事の概要

- (1) 大和市地域防災計画の修正について
事務局から資料に基づき説明の後、原案のとおり承認した。
- (2) その他
 - ①事務局から、平成28年熊本地震支援稼働報告を行った。
 - ②その他意見等

6 会議議事録

○事務局

定刻となりましたので、大和市防災会議を開催いたします。本日の会議には委員35名のうち28名（※「平成28年度大和市防災会議出席者名簿」参照。）が出席しております。大和市防災会議運営要領第2条の規定に基づき、過半数の出席をいただいておりますので、会議が成立することをご報告いたします。

式次第、大和市防災会議委員名簿、本日の席次のレイアウトをご用意しております。それでは、資料になります。

資料1. 大和市地域防災計画（修正素案）－概要版－

資料2. 大和市地域防災計画修正案・新旧対照表

資料3. 大和市地域防災計画修正（素案）に対する市民意見概要と市の考え方

参考資料. 平成28年熊本地震における支援活動の資料

このほか、封筒、メモ、2月11日に開催されます防火防災講演会のご案内を用意しております。よろしいでしょうか。

なお、本日の会議の内容につきましては、議事録が作成され次第、会議の透明性を確保するため、大和市のホームページで掲載させていただきます。

では、会議の開催にあたりまして、防災会議会長 大木哲大和市長よりご挨拶をさせていただきます。

○会長

皆様、こんにちは。大和市長の大木哲です。本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、昨年は熊本をはじめ、各地で大きな地震が相次ぎ、甚大な被害をもたらしました。平成7年1月17日の阪神淡路大震災から22年。それから日本列島においては、震度7を観測した地震が、4回起きています。ご存知のように、大きな地震が4回も発生したのは世界広しといえども、わが国しかありません。阪神淡路大震災から9年後に中越地震がありました。それから7年後、東日本大震災がありました。それから5年後、熊本地震がありました。9年、7年、5年とだんだん間隔が狭くなってきています。いつなんどき、我々が住んでいる関東で巨大な地震が起きても何ら不思議ではない。それは、多くの市民の方が肌で感じている時代に入ったのではないのでしょうか。

さて、大規模な地震が発生した際、住宅密集地が多い本市において、最も恐ろしいのは火災です。大和市では、これまで力を入れてきたスタンドパイプ消火資機材の配備に加え、プールや防火水槽がある市内小中学校に可搬式消防ポンプの配備を進めております。また、災害後の電力復旧時の通電火災を防止することを目的とした協定を東京電力パワーグリッド株式会社様と締結するなど、さまざまな防災対策に取り組んでいるところでございます。

つい先日も、NHK特集で地震特集を放送していました。その番組では、火災の問題を取り上げておりました。大和市の最大の弱点は火災です。関東大震災の時も、亡くなった方は、大和市北部においては0名、大和市南部においては20数名。全壊した建物もほとんどなかったのが現実です。しかし、1923年当時と、今ではわけが違います。川崎市に次ぎ人口密度が高い市であります。人口も、神奈川県でも年々増加している珍しい市であります。幸いにも岩盤は非常に硬く、最も低いところでも海拔30メートル以上ありますので、仮に先の地震のように津波が遡上したとしても海拔30メートルありますので、心配はありません。問題は火災です。阪神淡路大震災、東日本大震災などの地震の際に火災被害がありました。我々が想定するのが、1923年9月1日11時58分に発生した関東大震災です。10万人の死者のうち、9万人以上の方が火災で亡くなりました。中でも被服廠跡地では、4万人の方は亡くなりました。しかもこの被害は11時58分直後に発生したものではありません。この場所に火災が発生したのは、午後4時。4時間の時間があったわけですが、4時間の時間があったにも関わらず4万人の方が一か所で亡くなりました。こういった教訓を同じ関東に住む人間として生かしていく必要があります。そうしたことから、できることから始めようと考え、スタンドパイプ消火資機材の配備に取り組むこととしました。しかし、消火栓を使用する権限を大和市は持っていませんでしたので、神奈川県知事にスタンドパイプ消火資機材を説明し、いざというときに、大和市民が、消火栓を使用し、スタンドパイプ消火資機材による消火活動が行えるようお願いしたところ、快く引く受けていただきました。その結果、神奈川県では初めて、いざという時に市民の方が、スタンドパイプ消火資機材を使えるようになりました。現在のスタンドパイプ消火資機材の配備状況は、人口に対する比率で検証すると、全国でも3位以内に入るほどです。神奈川県ではトップです。さらに、コンビニエンスストアにも全国で初めて配備しました。また、地震ではありませんが東京大空襲により、最も亡くなった場所は駅であります。そこで駅にも配備しようと考え、全国で初めて駅に配備し、市内の中央林間駅、大和駅にもスタンドパイプ消火資機材を配備したところです。ただ、スタンドパイプ消火資機材を配備するだけではなく、スマホを活用し、自分の家から一番近いスタンドパイプ消火資機材はどこにあるのかをスマホで確認していただく。さらに、消火栓はどこにあるのか、それをスマホで確認していただく。使い方を忘れてしまった方に、同アプリを使って映像をご覧いただく。自分の近くのスタンドパイプ消火資機材はどこか、それを使用する消火栓はどこか、使い方はどうするのか、確認いただけるためのアプリを準備しているところです。

また、大和市は、防災公園に取り組んでおります。中でも大和圃場跡地に防災公園の設置を進めています。この大和圃場跡地がある南林間・西鶴間は大和市内でも最も人口密度が高い地区であります。この用地を買い取り、1万平方メートル以上ある防災公園の設置に取り組んでいるところです。また、関東大震災の教訓を生かし、防火樹で、延焼を防いだとの教訓があります。被服廠跡地では4万人がなくなり、被服廠跡地の南側の清澄庭園では、はるかに少ない死者で済んだ。これは、防火樹があったからともいわれております。このことから防火樹に取り組んでいこうと進めているところです。

しかし、大規模災害発生時には、市の対応だけでは限界があります。本日お越しの委員の方をはじめ、各関係機関の皆様のお力添えなしでは、到底対応できるものではないことは言うまでもありません。

本日は、大和市の防災対策の総合的指針となる「地域防災計画」が、より実効性のある計画となるよう、皆様の専門的なお立場から、ご議論いただければと思います。

今後も、防災対策のさらなる充実強化を図り、災害に強い街づくりを推進してまいります。引き続き、大和市の防災行政にご協力を賜りますことをお願い申し上げます。あいさつに代えさせていただきます。本日は、誠にありがとうございます。

○事務局

続きまして、議事に移ります。大和市防災会議運営要領第2条に基づき、会長である市長に議長をお願いいたします。

○会長

それでは、早速議事に入ります。議題であります地域防災計画の修正につきまして、事務局に説明を求めます。なお、ご質問やご意見につきましては、説明が終了した後にお受けしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○事務局

それでは、事務局から説明させていただきます。お手元の資料1大和地域防災計画（修正素案概要版）をご用意ください。資料の説明に入る前に、「修正」という表現についてご説明させていただきます。大和地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき作成しております。この条文には、必要があるときは、これを修正しなければならないと定められています。このことから、改正や改訂ではなく、法律と同様に「修正」という表現で統一させていただいております。それでは、内容を説明させていただきます。

P1 1. 大和地域防災計画とは (1) 計画の目的 をご覧ください。大和地域防災計画とは、災害対策基本法に基づきまして、大和市防災会議が策定する災害対策全般について定めた計画です。市及び関係機関が対応すべき事務又は業務につきまして、総合的な指針を定めたものです。大和地域防災計画は、国の防災基本計画、県の地域防災計画と相互に関連性を有し、連携した地域計画となっております。

P1 (2) 計画の構成 本計画は次の各編により構成されております。総則編、地震災害対策計画編、風水害対策計画編、特殊災害対策計画編、地区防災計画編で構成されております。最後の地区防災計画編については、平成27年3月の修正で追加され、この防災会議において必要と認められたときに掲載することとなっておりますが、本日、地区防災計画として審議いただく案件はございません。

P2 2. 計画修正の背景と基本的な考え方 をご覧ください。本市では、これまで東京湾北部地震を想定地震とし、本市の地域特性に応じた独自の防災対策を積極的に進めてまいりましたが、平成27年5月に神奈川県が、新たな地震被害想定調査報告を発表いたしました。このことにより、大和地域防災計画において

も今までの想定地震を見直すとともに、新たな地震を追加するものです。

また、平成28年4月に神奈川県水防計画が修正されました。この見直しにより、避難勧告等の発令の目安とされる水位を変更しました。これに併せて、本市における避難勧告等の発令基準を修正しております。

さらに、平成28年6月に神奈川県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、本市域において41区域を土砂災害警戒区域として指定しました。

本市の地域防災計画の見直しにあたっては、法改正や県計画の見直し等を反映するほか、本市独自の対策事項を追加、修正することで、本市の対応について明らかにする必要があるとございます。

P3 3. 主な修正内容

今回の計画修正については、想定地震の修正、避難勧告等発令基準の修正、土砂災害警戒区域の指定、5つの本市独自の取り組みの追加の4つに分類されます。

それでは、それぞれの説明をさせていただきます。

(1) 想定地震の修正

まず、一つ目、想定地震の修正です。この項目名の新旧対照表の該当ページを記載しておりますので、後程ご確認ください。隣のP4の地震被害想定一覧とあわせて、ご覧ください。平成27年5月発表の「神奈川県地震被害想定調査」により、本市に影響を及ぼす地震が新たに示されました。地震被害想定と、切迫性を考慮し、表左から2番目太枠で示した「都心南部直下地震」を、本市の想定地震として位置づけ、災害時応急活動事前対策を進めてまいります。

防災対策を検討するうえで、過去の自然災害を分析する必要がある旨を記載し、今後の防災対策の指針とし位置づけております。特に、神奈川県地震被害想定調査では、出火件数が10件未満となっておりますが、本市の人口密度は県内第2位であり、木造住宅が密集した地域も多くありますので、県の想定を超えた火災被害が発生する可能性があります。このことから、本市は初期消火能力の高いスタンドパイプ消火資機材の配備を進めるなど、地震に伴う火災被害を軽減する防災対策を重点施策と位置づけて推進しております。

これらの具体的な修正については、**資料2**の新旧対照表をあわせて、ご覧ください。該当ページは、新旧対照表（総則）P5から12です。**資料2**新旧対照表のP5をご覧ください。

資料2新旧対照表のP5下段からP9に神奈川県地震被害想定調査をもとに、本市の地震被害想定の詳細を記載しております。また、P11に過去の自然災害を分析し、今後の防災対策の指針を記載しております。内容については読み上げず、省略させていただきます。

それでは、**資料1**にお戻りください。

(2) 避難勧告等発令基準の修正

二つ目は、P5の(2)避難勧告等発令基準の修正です。

神奈川県水防計画の修正に伴い、避難勧告等発令基準について修正いたしました。災害対策基本法の改正により、避難行動として、法で定められていた避難のための立退き、いわゆる避難所への移動に加えまして、新たに自宅の2階などの上階部分などにとどまる屋内待避等の安全確保措置が規定されたために、避難に要する時間が短くなりました。このことから、神奈川県は、避難判断水位等を見直しました。本市では、境川境橋、引地川八幡橋、引地川大山橋の3か所の基準水位の変更に伴い、避難勧告等の発令基準を見直しております。

続いて、P6の避難情報の新たな名称と伝え方をご覧ください。平成28年12月26日に、国は、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難指示」につきましては、「避難指示（緊急）」と名称を

変更すると発表しました。これは、平成28年台風10号による水害を受け変更するものです。新たな名称は、3点ポイントがあり、①できるだけ短く ②「避難準備」という言葉を残しつつ ③情報が持つ意味を名称に付記すること 以上3点を考慮した名称となっています。本市の取組については、記載のとおりです。

P7の具体的な避難勧告等の発令基準の考え方をご覧ください。災害対策基本法の改正による位置づけについては、(1) 災対法の改正概要に示しております。続いて、神奈川県の水防計画の修正概要であります各水位観測点の基準については、(2) 神奈川県水防計画の修正概要に示しております。さらに、これらを踏まえて、(3) 本市の避難勧告等発令基準に関する考え方を示しております。

これらの修正については、**資料2**の新旧対照表をあわせて、ご覧ください。新旧対照表：(地震) P23,37,39 から 43 (風水害) P78,98,101 から 109 として、**資料2**新旧対照表のページ数をお示しさせていただいております。一例として、**資料2**新旧対照表の P39 をご覧ください。

資料2新旧対照表の P39 から 43 に、「避難準備・高齢者等避難開始」及び「避難指示(緊急)」の名称変更について、位置づけを行っております。同じく、風水害編においては、P104 から 107 に記載しております。また、P102 から P104 に、具体的な避難勧告等発令基準を記載しております。さらに、市の対策の一例でもございますが、P108 から P109 に水防法第15条に基づき、浸水想定区域ごとの要配慮者利用施設の名称及び所在地を把握するとともに、本計画に記載しております。

それでは、**資料1**にお戻りください。

(3) 土砂災害警戒区域に伴う追加

三つめは、P8の(3) 土砂災害警戒区域に伴う追加です。

神奈川県は、平成28年6月に、本市41区域を土砂災害警戒区域として指定しました。市の責務として、あらかじめ、土砂災害警戒区域内の住民等に対し、警戒避難体制を整備する必要があります。具体的な指定箇所は、次のP9の土砂災害警戒区域一覧のとおりです。

資料2の新旧対照表をあわせて、ご覧ください。(3) 土砂災害警戒区域指定に伴う追加では、新旧対照表：(地震) P17,32 (風水害) P74~75,82 から 83 となっております。P17をご覧ください。**資料2**新旧対照表の地震編 P17 及び P32 に、予防対策の位置づけをしております。同じく、風水害編 P74 から P75 に位置づけしております。また、市の対策の一例でもございますが、P82 から P83 に土砂災害防止法第8条に基づき、土砂災害警戒区域ごとの要配慮者利用施設の名称及び所在地を把握するとともに、本計画に記載しております。

それでは、**資料1**にお戻りください。

(4) 本市独自の取り組みの追加等

最後となる四つ目は、P10の(4) 本市独自の取り組みの追加について、5つの項目をご説明いたします。

① 防災協力農地です。

平成27年10月に、災害時に、市民の方が緊急的に逃げ込める避難空間として活用できる防災協力農地制度を設けました。本制度の趣旨にご賛同いただいた農地の所有者の協力により、対象となる農地を事前に登録するものです。登録された農地には、右の写真で示した看板を設置することとしております。

資料2新旧対照表につきましては、地震編 P25 にその旨を記載しております。

② 大和市帰宅困難者等対策協議会です。

平成27年5月に、帰宅困難者に対し必要な支援を行うことを目的とし、県、警察、駅周辺事業者などを

構成員とする大和市帰宅困難者等対策協議会を設立しました。本協議会において、帰宅困難者が発生した場合の対応の検討、協議に取り組んでおります。右の写真は、平成28年2月に大和駅で実施しました大和駅帰宅困難者等対策訓練の様子です。

資料2新旧対照表につきましては、地震編 P25 にその旨を記載しております。

③ペットの管理です。

飼主の責務と市の取り組みを区分し、事前対策を追加しました。**資料2**新旧対照表につきましては、地震編 P59 から 60 及び風水害編 P125 に記載しております。

④罹災証明書の交付です。

罹災証明は、災害対策基本法第90条の2に基づき、市が証明する義務がある旨を追加しました。**資料2**新旧対照表につきましては、地震編 P64 から 65 及び風水害編 P129 から 130 に記載しております。

⑤防災行政無線のデジタル化です。

市は、平成27年に難聴地域対策と伝達情報の汎用性向上のため、防災行政無線（固定系）のデジタル化を行いました。また、市はAM、FM ラジオと併せて、防災行政無線での伝達情報を戸別に受信し、聴くことができる280MHz 戸別受信機を自主防災会や公共施設などに整備しました。

資料2新旧対照表の地震編 P21 及び風水害編 P76 に記載しております。

続いて、**資料1**P11、4. 大和市防災会議委員です。こちらに大和市防災会議委員の皆様の名簿をつけております。こちらは記載のとおりでございます。

最後に**資料1**P12、5. 計画の運用です。

当計画の修正後、今後についてでございますが、大和市業務継続計画についても修正を行い、本計画を反映させます。また、必要な予算措置などを実施してまいります。

続きまして、あわせて、ご報告させていただきます。平成28年12月1日から平成29年1月6日までパブリックコメントを実施いたしました。その結果、3名から12件のご意見をいただいておりますが、そのうち直接、今回の修正案に関する内容で、反映すべきご意見はございませんでした。いただいたご意見に対する回答は**資料3**大和市地域防災計画修正（素案）に対する市民意見概要と市の考え方をご覧ください。長くなりましたが、事務局からの説明は以上です。

○会長

それでは、事務局からの説明に対して質問がございましたらよろしく願いいたします。

○委員

ご説明いただきました資料1の大和市独自の取り組みとして防災協力農地を位置付けているとのことですが、これは大変素晴らしい取り組みだと思います。緊急的に逃げ込める避難空間を、設けるとのことですが、この利活用のイメージがありましたら、ご説明いただきたいと思います。

○事務局

防災協力農地については、火災が発生した際に、延焼により家屋に危険が及ぶ場合など、火から逃げるために、ある程度面積のある土地を考えております。広域避難場所から距離があり、近隣に大きな畑があるようなところを申請いただいております。

○事務局

今の補足をさせてください。大和のような非常に密集した環境では、火災の延焼を阻止する有効な空間であると認識しております。ただし、災害が一段落したときには、他県から支援に来る部隊の一時的な資機材置場として使用するイメージしております。

○委員

本市の取り組みを伺いましたが、大和市は、外国籍の方が多いい市であります。全国平均では人口の1.7～1.8%程度の外国籍の方がいらっしゃるかと思いますが、大和市は3%前後の外国籍の方がいらっしゃる。日本語がわからない方々に、本市の取り組みをどのように説明するのが課題であると思います。本市の取り組みを拝見して伺いましたが、日本語がわからない方々にどう伝えるのか、この点を配慮していただきたい。具体的に大和市の災害計画を進めていくにあたり、外国籍の方々に、どうやって大和市の取り組みを周知していくのかを、計画に組み込まないと、災害が発生した時に、混乱を招くと考えますが、いかがでしょうか。

○事務局

本市は、外国籍の方が多いいことが特徴です。今は、主に国際化協会の方の協力により通訳していただき、対応しておりますが、委員ご指摘のとおり、この対策が必要だと認識しております。外国籍の方を対象とした防災研修会を開催しております。しかし、外国籍の方の全員を対象としたものではございません。貴重なご意見ですので、防災計画の中にも、しっかりと位置付けし、計画の修正を検討したいと考えております。

○委員

スタンドパイプ消火資機材について1点お願いがあります。現在、中央林間駅にスタンドパイプ消火資機材を1台配備しておりますが、配備した時は、私たちが使用するためではなく、場所の提供として、お願いされておりました。しかし、この新旧対照表18ページを見ますと、自主防災組織等に対しては、スタンドパイプ消火資機材を使用し初期消火や延焼防止の方法について、指導啓発を行うと記載がございます。そこで、ぜひ、お願いがあります。駅係員は、スタンドパイプ消火資機材の使い方を存じておりませんので、ぜひ訓練、指導等お願いしたいと思います。

○事務局

おっしゃるとおり、本市がスタンドパイプ消火資機材の配備した目的は、お子様からお年寄りまで誰もが使用できることを目的として配備したものであります。貴重な消火資機材ですので、自主防災組織に限るものではありません。私たちも広く、皆様との訓練を企画してまいりますので、ご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議長

他にございませんか。それでは、意見はないようですので、採決に移ります。大和市地域防災計画の修正について、お手元の修正案のとおり、修正することについて賛成の方は挙手をお願いいたします。

<全員挙手>

ありがとうございました。全員挙手ということで、賛成が過半数を超えておりますので、本議題につきましては、修正案のとおり、修正することに決定いたします。なお、この計画につきましては、災害対策基本法の規定に基づきまして、神奈川県知事に報告することをご了承いただきたいと思います。

私から、1点ご報告させていただきます。先ほどの挨拶でも述べさせていただきましたが、災害後の通電火災を防止するため、東京電力パワーグリッド株式会社様との協定を今月締結させていただきました。今日、ここに東京電力パワーグリッド株式会社相模原支社の伊藤様がお越しでいらっしゃいます。大和市で最も恐ろしいのは火災であり、その火災の原因の約60%が電気火災であります。今回支社長の伊藤様にご尽力いただき、このような協定を締結できたことは、東京電力パワーグリッド株式会社でも、実質初めてではないでしょうか。このようなところまでこぎつけることができ、本当にありがとうございました。皆様の中にも、大和市と手を組んで協定を結んでいくお考えがございましたら、ぜひ前向きに検討させていただきます。また、大和市からもお声かけさせていただくかもしれませんが、その節は、よろしくをお願いいたします。

それでは、以上で議事を終了し、議長を降ろさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局

続きまして、次第の4 その他に移らせていただきます。その他につきましては、事務局から1点ございます。この場をお借りして、平成28年熊本地震における大和市の支援活動についてご報告させていただきます。

○事務局

(参考資料：平成28年熊本地震支援活動報告)

昨年4月に発生しました熊本地震の本市の支援についてご報告いたします。私たちが支援したのは、熊本県宇土市です。発災前の概要ですが、人口は37,781人、面積は74.30km²、ほとんどが山地です。熊本市、益城町に隣接し、有明海に面しております。特産物は、海苔、アサリ、デコポン、ネーブルが主なものです。

これから宇土市の被害状況をご説明いたします。市役所が損壊している画像を見て、市内は相当な被害を受けていると想像して被災地へ向かいました。ところが、実際、高速を降りて、宇土市に入ったときは、ほとんど被害がありませんでした。唯一、カーディーラー店の1階部分が損壊していました。これ以外は、屋根瓦がズレている家屋は、ブルーシートで応急処置をしている様子はありませんでしたが、ニュースで見えていた状況とは異なりました。活動最終日に、職員に被害を調査させたところ、落橋、木造家屋の損壊の報告を受けました。同じ宇土市でも我々が活動した場所ではない所で被害があったようです。宇土市の被害状況ですが、4月20日(活動最終日)では死者0名、負傷者5名、全壊4棟、半壊7棟、一部損壊は不明でした。ですから、この数字では、被害は少ないと考えておりました。しかし、直近の熊本県災害対策本部の宇土市の情報を検証すると、死者6名。この死者は、震災直後に亡くなったのではなく、避難生活中的エコノミークラス症候群等の震災関連死の方を含んでいます。けが人は、重傷者41人、軽症者23人。家屋については、全壊124棟、半壊1,525棟、一部損壊5,319棟にも非常に大きな数字となっています。ここで言えることは、本震発生から4日も経過しているにも関わらず、宇土市は、市の被害状況を把握できなかったということです。我々もこのような被害が出ているとは考えない

ちに宇土市を去りました。

続きまして、なぜ、私たちが宇土市の支援を行ったかということですが、本震があったのは4月16日午前1時過ぎでした。市長から、直ちに状況調査にあたり、本市がどのような支援が可能か考えるべきだとの命を受けました。その日の朝からテレビ報道では、主に益城町の被害が報道されておりました。我々は、テレビなどで報道されている被災地は、他から支援が行われるだろうと推測しました。本当に手を差し伸べる必要があるところへの支援をと考えました。市役所が損壊している宇土市は、災害対策本部の機能に支障があると推測できました。その結果、災害対策本部に支障がある宇土市へ支援を行うべきだと判断し、本震があった20時に大和市を出発し、翌日の夕方から支援活動を行い、4月20日の昼12時まで活動しました。

災害対処にたけている職員を同行させるべきで、どのようなメンバーを同行させるかと考え、隊長である私は、家屋倒壊の観点から応急危険度判定士の資格を有する建築職、警防課消防職員、救急救命士の資格を持つ消防職を同行させました。主な活動は、災害対策本部要員として活動しました。また、可能な限り車両に緊急的な支援物資も持参すべきと判断し、主に保健衛生用品を積んで被災地へ向かいました。そのほか、他県から支援物資がきますので、物資の受け入れ、被災者への配布。また、物資が足りないことが判明しましたので、大和で待機している職員に、二次的な支援物資について具体的に物資を指定し、運ぶように指示を出しました。また、正規の応急危険度判定ではありませんでしたが、有資格者がいましたので、宇土市内の公共施設の調査を指示しました。宇土市に応急危険度判定士の資格を有する職員は一人も在籍しておらず、すべて民間の方に頼っていたため、宇土市長は喜んでいらっしゃいました。

そこで、私たちが先遣隊として、現地でどの物資が足りないかを把握し、待機している職員に二次的支援として物資を運べと派遣指示を発し、18日に大和市を出発し、宇土市に支援物資を引き渡しました。支援物資は、紙おむつ、生理用品、携帯トイレ、粉ミルク、ゴミ袋など保健衛生用品が主なものでした。この二つが本市独自の支援です。このほかの支援として、神奈川県チームとして、正式な応急危険度判定チームとして、合計4名を熊本市と益城町に派遣しました。

一連の支援活動から、被災地支援の在り方を振り返ると、災害支援の原則は、被災地からの要請に対し、迅速かつ的確に応えることでした。今までは被災地の要請を確認するために数日かかる。このタイムラグが、被災地にとって厳しい状況であることが分かりました。今回、大和市は、宇土市に一報をいれずに、どのような支援が必要かを想像し、人的活動を主な支援とし、宇土市へ派遣しました。いわゆるプッシュ型支援です。全国的、広域的支援が行われることにより被災地は安定してきます。問題は、地震が発生してから、広域的支援が行われるまでの数日間が非常に被災地は大変な思いをしておりますので、その期間の支援を行うべきだと感じました。配慮すべき点は、被災地に到着する時間、活動従事者です。大和を夜間で出発して、高速道路がすいている夜間に走行し、早朝に到着する支援が一般的です。しかし、トラックが早朝に到着すると、早朝から荷卸しする要員がない。トラックだけ到着すると、夜間も仕事をしている職員が早朝から対応することになり、それは、非常に過酷でした。ですから、我々が、想像するのは、十分な荷卸しの活動要員がそろう時間に到着する必要があります。そして、荷物を運ぶ要員だけではなく、荷物を下ろす要員、なおかつ倉庫へ運ぶ要員についても、支援する側が行うことが重要です。被災地の職員は、精神的にも肉体的にも厳しい状況が確認されました。また、被災地に無用なものを持参すべきではありません。何が必要か。特に、発災直後は、我慢できないもの、代替が効かないものです。やはり保健衛生用品です。なお、我々が到着した当日ですが、全国的に有名なパン製造会社からの支援が行われておりました。このほか近隣の事業者から食料品の支援がありました。民間の事業者の被災地支援が整っているのかなと感じました。

まとめますと、宇土市災害対策本部に到着して、我々は支援を申し出て、市長からすぐに指示されました。17日の夕方に到着してから、なんでもやりますと申し出ました。その指示が終わったのは、日付をまたいだ0時

過ぎでした。通常であれば、他県から支援していただく職員には負担をかけず、自分たちの職員で何とかするのが一般的です。ところが、日付が変わるまで従事することになりました。これは、本当に人手が足りなかったということです。我々を使っていたことに感謝しています。2つ目は、宇土市では、一部の職員を除き、休養を与えるため職員を帰宅させました。しかし、被災者は24時間本部に支援を求めてきます。例えば、ライフラインが止まっても自宅が安全であれば、そこで寝泊まりする。自宅が安全であれば日中は会社に勤めます。そうすると、日中市役所に支援を求めることはできない。そうすると早朝にやってくる。5時台、または夜の10時、11時に相談や支援に訪れます。そのため、24時間の支援が必要なのかと思います。3つ目は、発災直後に必要な物資は想定できるので、確認するまでの空白の時間をなくすために、今回のような支援が必要かと思います。4つ目は、明らかに被災地では要員が足りませんので、物資を送るだけでなく、荷卸し要員、検品、保管の要員も支援する職員が行うべきだと考えました。5つ目は、激しい余震が続く中では、防災計画通り立ち回れないことが想定されます。今回、余震が激しかったので、ボランティアを受けられない状況でした。支援はボランティアをお願いすることとしていますが、ボランティアの受け入れが危険で困難である状況下では、自治体職員が行うしか方法がありません。もう一つは、自宅が安全であれば、自宅で寝泊まりすることを想定しています。学校等の避難所で生活するのは、自宅がつぶれてしまった方を想定していました。今回は、自宅が安心でも余震が怖いので避難所に来ますという被災者が非常に多かったことです。今までの計画通りにいかなかった点だと感じました。宇土市は地方ですので、いろんな車が支援に来ますが、その車を待機させるスペースが十分にありました。本市では、住宅密集しておりますので、宇土市のようにスペースを確保するのが困難であるため課題だと認識しております。

最後になりますが、本震があったその日の昼には派遣を決定し、夜には被災地に向かうという体制は、本市の職員の危機管理に対する意識を確認でき、すぐにスタートできたことは、危機管理を担う私としてはよいことだと認識しています。

被災地の画像について説明いたします。

(1枚目「被災地に向け出発」)

本震があった夜20時に、4名で大和市役所を出発しました。

(2枚目「損壊した宇土市役所庁舎」)

損壊している宇土市役所の様子です。

(3枚目「宇土市災害対策本部の様子」)

今まで、一度も交流もなく、面識もない自治体同士でしたが、すぐに受け入れていただいてご指示いただいたので、すごうれしかったです。

(4枚目「宇土市災害対策本部の様子」)

庁舎が損壊しているため、災害対策本部を、市役所の駐車場にテントを張り設置して、電子機器などはほとんど使えない状態で、手書きものばかりでした。ホワイトボードに貼って確認していました。

(5枚目「支援物資の受入支援」)

支援物資の受け入れの様子です。私は、本当に強い使命感で支援を行いました。しかし、精神的にも肉体的にも厳しかったです。

(6枚目「宇土市長からのメッセージ」)

現場を離れるときに、宇土市長から大和市民の方への謝辞をいただき、宇土市を去りました。

(7枚目「活動を終了し、市役所へ帰庁」)

翌日朝の10時過ぎに大和市役所に戻ってまいりまして、終了報告をいたしました。

このような活動を行い、戻ってきてから活動を検証し、すぐに本市で対応したことがあります。例えば、エコノミークラス症候群が問題になりましたので、少しでも足腰を伸ばして寝泊まりしていただくため、防災用のテントを用意しました。市内にある段ボール事業者と協定を締結し、段ボールベット、間仕切り、それに限らず自由に加工できる技術をうまく災害に利用していただくことを検討しています。女性用保健衛生用品を本市でも備蓄していましたが、新たにおりものシートを用意します。これらは、年度末までに新たに納品されることとなります。このような、現地の活動を活かし、今後も本市の防災対策に活かしてまいりますので、防災会議委員の皆様にもご専門のお立場からご助言ご指導いただきますようよろしくお願いいたします。

○事務局

続きまして、事務局からご報告、ご案内させていただきます。防火防災講演会のチラシをご覧ください。2月11日大和市文化創造拠点シリウスのメインホールにて開催するものです。講演会の講師として、防災会議委員でもいらっしゃいます中林先生にご講演いただくことになっております。ご参加は無料でございますので、どなたでもご参加いただけます。会場も広く、用意しておりますので、関係の方にお声かけいただきご参加いただきますよう、よろしくお願いいたします。

裏面をご覧ください。「“グラリ”3分一斉行動訓練」として、本市の新たな取り組みとして、3月11日の東日本大震災が発生した14時46分に、3分間でできる訓練を行う予定です。この詳細については、広報やまと、やまとニュース等で発表する予定です。この訓練があることをご承知おきいただきまして、広報等をご覧ください、訓練にご賛同、ご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

全体を通して、皆様から防災に関することで、事業所として取り組んでいる事項、ご報告事項といったものがありましたら、せっかくの機会ですので、ご報告をお願いしたいと思います。何かございますでしょうか。

○委員

先ほど、大和市はすぐに受け入れていただいたとの話がありましたが、なぜかという役所と役所の信頼関係があったからではないでしょうか。阪神淡路大震災や東日本大震災の時も、ボランティアの方の中には、偽医師や偽看護師など身分を偽るボランティアの方がいらっしゃいました。公的機関から派遣される方は身分が確定していますが、いろんな方がボランティアとしていらっしゃるの、ボランティアの受け入れの時に、どうするのか、どこで選別するのかをきちんとなしと、いろいろな問題が発生するのかなと思います。日本医師会では、日本医師会医師資格証というものを発行しています。従前、私は、免許証を持ち歩けないので、小さくコピーして持ち歩いて、医師であることを証明して活動しておりました。一昨年、日本医師会がカードを発行する取り組みを開始しております。このカードは厚労省から認められたものです。そのカードには、名前と医師免許証番号などが記載されております。医師会ではこのような管理や取り組みを行っております。

○委員

給水の関係で3点お話しさせていただきます。まず、断水に関する基本的な認識です。地震被害想定調査において、例えば神奈川県西部地震では、この周辺では断水は発生しないとなっております。それはその通りですが、大和市内に水源があって浄水場があるわけではありません。大和市内の給水は相模川と酒匂川から引いております。それぞれ取水する場所や、浄水場があります。神奈川県西部地震等では、小田原の飯泉取水堰、相模川の寒川浄水場が被災することも想定されます。大和市内においても、断水はしないと想定され

ますが、水圧が下がる、水の出が悪くなるような事象は起きる、可能性もあります。浄水施設や給水の経路は複数あるので、元が被災、あるいは大口径の水道管が被災しても全く水が出ないことはありませんが、影響を受ける可能性があることをご認識いただきますようお願いいたします。そのうえで、応急給水訓練がぜひ必要なわけですが、大和市内が被災していない状態でも、応急給水を発動させることはある、または、近隣の市町村へ応援に行く可能性があるため、応急給水訓練を今以上に取り組んでいただきたいと思います。大和水道営業所管内には、大和配水池がありますが、その配水池を利用した訓練があまり実施されてこなかったようなので、今年、私どもからお声かけさせていただき、大和市にも参加していただきました。技術的側面も強いのでから訓練を充実してやっていくようお願いいたします。

最後3点目ですが、大和市と企業庁とでは給水に関する覚書を締結しています。応急給水に関する協力についての覚書と、公設消火栓の利用に関するした覚書で、後者については、使ったあとの水の利用料金など金銭的なものを含んだ覚書となっています。この二つの覚書は、重要なものだと認識していますが、資料編に掲載していないようです。なぜ掲載していないのかお尋ねしたところ、「協定書」は掲載しているが、「覚書」は掲載していないとのことでした。名称にこだわらず、内容的に重要なものではあれば、ぜひ載せていただきたい。このような覚書は、全国的にも進んだ取り組みであり、他の模範となるものですので、名称にこだわらず、重要なポイントですので資料に掲載してもよいのではないかと思います。

○事務局

ありがとうございます。ただいま、いただいた情報や、ご意見等については、持ち帰らせていただき、検討したいと思います。

○委員

ただいまの件について、意見させていただきたいと思います。当初、市長から火災対策としてスタンドパイプ消火資機材を配備して、使っていく考えを伺いました。このスタンドパイプ消火資機材とは、消火栓からの水圧で水を飛ばし、そのための水をくみ出すことを簡便にする道具です。今お話しがありましたとおり、もし、大和市内の水道管に被害がなかったとしても、送水管が被害を受ければ、送水量が減ることになり、水圧が下がることとなります。水圧が下がれば、水が飛ばないこととなりますので、火災対策としては、スタンドパイプ消火資機材だけでなく、貯水槽を整備するとともに、一番小さいD級ポンプ（可搬ポンプ）を用いて、水を飛ばすことが必要になります。また、水道管に残っている水をスタンドパイプ消火資機材で吸い上げて放水することが可能になります。さらに、水道管の中の水を給水することもできる。そういった意味では、離れたところから運ぶ必要はなく近くのスタンドパイプ消火資機材を使うことも可能です。給水を可能にする道具でもあります。訓練で使ってみることが重要です。また、水を使うのでお金を使うことについてが、ご配慮いただき、消火、給水に備えることは素晴らしいことかと思えます。

○事務局

ありがとうございます。今委員から可搬ポンプについて、消防長萩野谷委員がいらっしゃいますので、この事業についてご説明いただければと思います。

○委員

委員からD級ポンプのお話がありましたので、ご説明いたします。消防ポンプは可搬消防ポンプを含めA級からD級までの種類があります。D級ポンプが可搬消防ポンプの中でも最も小さいものになります。一般の住民

の方でも、防火水槽からの放水も、十分取扱は可能かと思えます。スタンドパイプ消火資機材では、40 ミリホースを基本に使用しています。D 級ポンプの吸水管も 40 ミリですので、そのまま水道管に残った水を加圧することが可能かと思えます。残っている水量により、加圧範囲が変わりますので、防火水槽等で使用するのが望ましいと思えますが、持ち帰り、検討させていただければと思えます。

○委員

補足させていただきたいと思えます。県企業庁と大和市との覚書では、公設消火栓を緊急時に使用した水道料金については、請求しませんと明確に定めておりますので、補足させていただきたいと思えます。

○委員

十分配慮いただいているようで、ありがとうございます。

○事務局

どうもありがとうございました。他に情報提供などございませんでしょうか。それでは、以上をもちまして、平成 28 年度大和市防災会議を閉会したいと思います。誠にありがとうございました。

(別紙 「平成28年度大和市防災会議出席者名簿」)

平成28年度 大和市防災会議 出席者名簿					
					平成29年1月25日
NO	選任区分	役職名	氏名	出欠	代理者
1	会長 市町村長	大和市長	大木 哲(おおき さとる)	○	
2	委員 指定地方行政機関の職員	農林水産省関東農政局神奈川支局 総括管理官	平賀 丈史(ひらが たけし)	欠	-
3	"	県知事の部内の職員	県央地域県政総合センター所長	代	副所長 鈴木 吉明
4	"	"	県企業庁大和水道営業所長	○	
5	"	"	厚木土木事務所東部センター所長	○	
6	"	"	厚木保健福祉事務所大和センター所長	代	管理企画課長 依田 利明
7	"	県警察官	大和警察署長	代	警備課 警部補 日塔 貴彦
8	"	指定公共機関の職員	日本郵便(株) 大和郵便局長	欠	-
9	"	"	東日本電信電話(株) 神奈川西支店長	○	
10	"	"	東京電力パワーグリッド(株) 相模原支社長	○	
11	"	"	東京ガス(株) 神奈川西支店長	○	
12	"	指定地方公共機関の職員	神奈川中央交通(株) 大和営業所長	○	
13	"	"	小田急電鉄(株) 大和駅長	欠	-
14	"	"	相模鉄道(株) 大和管区長	○	
15	"	"	東京急行電鉄(株) 長津田駅長	代	首席助役 伊藤 由和
16	"	"	(公社)大和市医師会会長	○	
17	"	その他市長が必要と認めた者	(一社)大和建设業協会会長	○	
18	"	"	海上自衛隊第4航空群 厚木航空基地隊司令	代	副長 守田 信彦
19	"	"	陸上自衛隊第4施設群長	代	第3科長 瀧口 裕英
20	"	"	相鉄バス(株) 綾瀬営業所長	○	
21	"	"	市民代表	○	
22	"	"	大和市自治会連絡協議会会長	○	
23	"	"	大和ラジオ放送(株) 代表取締役社長	○	
24	"	"	大和市議会事務局長	欠	-
25	"	消防団長	大和市消防団長	○	
26	"	自主防災組織を構成する者又は 学識経験のある者	明治大学大学院特任教授	○	
27	"	"	NPO法人 かながわ難民定住援助協会スタッフ	○	
28	"	"	NPO法人 神奈川災害ボランティアネットワーク運営委員	○	
29	"	市長の部内の職員	副市長	○	
30	"	"	副市長	欠	-
31	"	"	健康福祉部長	○	
32	"	"	都市施設部長	○	
33	"	"	病院長	○	
34	"	教育長	教育長	○	
35	"	消防長	消防長	○	